

大本信徒連合会

事件資料

―特集号（改訂版）

なぜ栄二先生は提訴ていそされたか？

はじめに

聖師は今度の大本第三次事件―出口栄二不当弾圧事件―を前々から予言警告されてきた。だから将来立て直しの神柱として核となり支えてくれると思われる信徒にそれとなく注意されていた。地方でよくそんなお方にお目にかかる。聖師の深謀遠慮にはただただ頭が下がり驚かされる。今その因縁の方々またその人脈をたぐり直し、も一度深く掘り返して吾々の真実正道を踏む連合会の組織をより一層刷新・強化し、社会の要望に対し時代的に即応対処して行く事が目下の緊要な課題だと思われる。殊に事件の真相本質を的確にとらえ、冷静に歴史的に正しく理解して頂き、明日への教団正常化活動の糧となり、その一助ともなればと、ここに研修資料―特集号―をお届けする次第である。

二〇〇五(平成十七)年六月一日

特別委員会

第一部 なぜ栄二先生は提訴^{ていそ}されたか？

一、引き続き教団の危機的状況を糺^{ただ}す

――明日の教団の平和を祈念して――

第三次大本事件ともいふべき「出口栄二不当弾圧事件」を今静かに振り返ってみると、大分前から栄二先生を中傷するまことしやかな色々なデマや虚偽の宣伝が一方的に巧妙になされてきていました。「嘘も百回言えば真実になる」と心得てか、次々と陰湿な情報操作が巧妙になされ、どれ程善良で真面目な大本の信徒等を始め聖地綾部の市民を不安にして迷わせ又どれ程迄に不信感を与えてきたことでしょうか。その二、三を紹介しましょう。

曰く、三代様までは女がお世継だと筆先に記されているが、後の四代については何も書かれてない。だから日本の永い伝統的男子継承相続にしたがって

四代から男子の京太郎氏になるのだ。これがまず教団の「立替え立直し」というのだ」と、まことしやかに宣伝したり、或いは「栄二は元來信仰など分らない唯物論者で共産黨員か或いはそのシンパだ。だから教団内部の問題を署名運動や要望書等を以て社会的に拈げたり尚又殊に一九五四(昭和29)年のビキニの米国の実験反対運動をいち早くやつたり平和憲法擁護の運動や、又一九六二年のモスクワでの全面的軍縮の世界大会に日本宗教代表で参加したのだ。そして又その帰路北京に立寄り周恩来総理を始め中国の要人達と懇談が出来たのだ」と。或いは曰く、直美さんは一応あ、決まっていますも結局は三女の

聖子さんが四代教主になるよ、だから「聖子」と名付けられたんだ”等々、また他にも社会的にも面白おかしく、一般的にも浸透し易いそんな悪意あるデマが飛びかいました。

悪意ある攪乱戦術はある程度功を奏し、そして次

の打つ手をうす笑いしながら考えていた事でしょう。しかし大本人として考えてみればこれ程恐ろしいことはなく、終に聖師様、二代様が御警告されていた様な大本教団にとり最悪の危機的状况が刻々に近づく迫り来る一歩手前だったのです。

二、問題の核心は、

野望にみちた非民主的執行部の巧妙陰湿な教団運営

——初めに出口栄二先生の追放ありき——

不意打ちをくらった栄二先生

第一回日の栄二先生に対する質問書―但馬問題、山川書簡、出口なおを想う集いに関して―という形で先生に質問をし、文書による回答を求めて来ました。そこで先生は自分個人の意見でなく祭教院長、教学委員会議長という公的な大本教学という広い根

本的立場で対処すべきであり、尚又三丹問題、いづとみづの問題等について内部での見解に従って、審査院や執行部にも対応して来ていたので、それやこれの種々な質問状が先生宛に来たことを会議で述べました。各委員の意見を正したところ、文書だけでは十分に相手に理解させることは困難だろうと、昭和五五年一二月六日、小川審査院長の了解の上で祭教

院・教学委員会関係から栄二先生、大國、徳重、伊藤、日野の諸氏と又、書記として長谷川、出口三平の両氏が、尚又先方（審査院）よりは小川、小林、多田、三ツ野の諸氏と書記に東尾氏の計一二名が事務所の応接室で、まず三丹問題から懇談に移りました。実際は懇談会というよりは主としてこちら側からの事実経過説明会的内容となり、三丹の特殊性又実態についての認識の問題や、たとえ教主の命名があってもその時は未だ主会か分苑か又趣味的同好人の会かその実体は不明であり、大本の行政、地区別の主会の中に新設する「宮垣」を如何に位置づけるかが問題でした。結局の所、教団本部は昭和五五年八月七日、教主名をかさにして「宮垣分苑」として何が何でも設立を強行しました。そんな一方的無茶を強行したために一層混乱したのでした。註(1)

さて、第一回の懇談では問題の説明に二時間を要し、残る二問の説明に二時間半を要しました。その間、審査院の委員の質問した問題認識程度と相互主張の相違がクローズアップされましたがそれは当然でしょう。そこで当然ギャップをうめる努力が必要

です。即ち、審査院は厳正公平な立場で真実探求のため、客観的資料、事実の研究又実情調査を為すべきであります。然しそれにもかかわらず、三丹地区に出向き調査されたということは未だ一度も聞きません。そして誰が見ても余りにも一方的に偏し、聖師、二代教主の三丹分離不可の厳命を破り、三丹を分離せんとする野望をもつ側に一方的に肩入れし、三丹の役員の人材は三丹主会が一切知らぬ間に組織を無視し一方的に教主に直接早々と新設教会の名称（宮垣分苑）を頂き、教主の名で三丹の信徒の言論を封じてしまい、その影響する所は大きく、善良純朴な三丹の信徒・役員への信頼をすっかりなくしました。当時の教団執行部の余りにも非民主的な独断的やり方に純朴な三丹の信徒は次第に亀岡の執行部は当てにならぬと自己防衛し、尚また執行部のこうかつな作為をもつ意図的施策を見抜き、両者の間に不信感が益々深まり、問題解決に一層の困難を生じてきました。執行部はただ面子にとらわれ、如何ともなし難く孤立してしまい、終に正当な判断を下した教学委員会、祭教院の決定を無視し、逆に敵視するに至

りました。そのため終に円満な話し合いの機会を失ってしまったと云うべきで、ここまで来てしまつては実に残念至極なことです。従つて第一回の質問と、それに関連した経過を通して、執行部、審査院の事件処理の不誠意な態度が一般にもよくわかり参考になりました。

註(1)この点は第三次事件つまりその発端となつた三丹問題の核心でもあります。つまり故大國先生が一番最初に三丹地方の特派に任命された時、聖師の言として「三丹はどんなことがあつても絶対に分けてはならぬぞ。たえず本部と一体的になつてやつてくれ」と厳命されています。その点に関して「青垣山」(昭和55年十一月二十日発行三丹機関誌)に記載され、またS59年十一月に大本審査院長宛の大國先生の弁明書に明確にあります。なお又三代教主が島根の安本肇氏をわざわざ参考人として綾部に呼ばれた時、教主は「自分は三丹主会の中に主会の機関を通さずに名称を与へたこと——宮垣の——がまづかつた」と、明確に安本氏に言われ、自ら反省されている。その事項は安本氏の日記に明確に書かれている。なお又新発足当時の三丹連絡事務所主任は栄二先生がなされ、三丹をよく巡教された折にも二代様の言として「三

の教嗣の剥奪まで森氏は発表しました。註(2)

さて、そこで最初に何故提訴したかの理由を、昭和五七年三月三十一日に裁判所の法廷で原告である栄二先生は陳述されています。大事な事項で重複しますが、ここでも述べます。――

『：自分の属する教団を相手に何故に訴訟をせざるを得なかつたのかという事であります。私どもは裁判に訴えるというのは、よくよくのことでないと思いません。まして人の「和」を説く宗教人なら尚更のことです。私も教団当局と話し合いによつて相互理解を深め問題を円満裡に解決しようと忍耐強く進めて行こうと致しましたが、結局それが不可能である事が明確になり、万やむなく、昨年一二月八日貴裁判所(京都)に提訴せざるを得なかつたのであります。』

さて、昨年九月五日付—S五六年—をもつて宗教法人大本教団は私の役職すべてをいわれなき懲罰理由をもつて剥奪して、私を「追放」し、生活権まで奪つてしまいました。私を懲罰するに当り、教団はいかにも時間をかけて、さも客観的に数々証拠だて

丹は本部と一体的になつてやつてくれ、決して本部だ地方だと、はだはだにならず、いつも一緒になつて力を合わして御神業を進めてくれよ。勿論三丹を又分けるようなことしたらあかんぞ」とよく注意を喚起された二代様のお言葉を伝えられ注意された。

非民主的・一方的懲罰に対し止むなく 栄二先生 法廷で訴え

教団執行部は、〃とにかく出口栄二氏の提訴したのは——一九八二(昭和五七)年一二月八日——一番悪い〃の一点張り、自分達のこれまで色々と陰湿巧妙にして来た非事は棚に上げて他の事は一切耳に入れさせまいと、栄二は悪い悪いと自己を守るべく防波堤を高く築いていきました。今日よくいわれる如く情報公開により真実ののつとり民主的に総合的に正しい基本路線にまず定置させることが大切です。明白で客観的な事実ですが、栄二先生が提訴される前の同年九月一日の第一七回総務会で、栄二先生の役職剥奪、教団よりの追放を決定し、そして直美様

られているとの印象づけをするべく、私への問責をまず昭和五五年一月一四日付で第一回の審査院からの「質問」という形で始め、私に対し都合数回にわたり審査院への出頭を命じて来ました。――(其の内容等については先にふれたので重複をさけて略)――続いて別の懲罰理由について第二回の質問をいきなりつき付けて参りました。……(昭和五六年五月八日付で五月二〇日迄に文書で誠意ある回答を求めるといふものですが、栄二先生らが第一回の質問に応じ、一二月六日審査院で約四時間半質疑応答され、その間種々の相互の相違が明らかになつても、審査院側からはこれらについて何一つ責任ある調査がなされなかつたということ。)

この第一回質問書と第二回質問書の間が一八四日間です。今日振り返ってみると、この間は長年着々と準備してきた出口栄二先生懲罰と教主継承者四代直美様追放を愈々確実にせんと画策し実行した基礎固めの時期だつたと思われれます。此の期間で特筆すべき事は「出口栄二先生を懲罰する為の審査院規程一四ヶ条」を急ごしらえし、二〇〇年三〇年までも

遡って審査（死刑でも時効は一五年）した事です。本部総局は、社会が注目する、人権にかかわる此の罰則規程を大本総代会の了承、議決を経ることなく、又勿論正当な規約上の手続きをも踏まず、問題の「大本審査院規程」を突然、苑誌に発表しました。（同年五月一日施行）——ここにも執行部の非合法的独断専横なる手口が明白です。——

このことについて、教団を心配する地方の方々は、審査院規程撤回のため「決議書」、「要望書」又撤回署名五七〇五名の名簿及び上申書を森本部長に手渡ししました。しかし民主的運営は期待出来ず、執行部は何の反省も正しく自己を正当化し多数の信徒の声を無視し聞こうともしませんでした。これが宗教人のやることでしょうか。また、四月三〇日、周辺を少し慮ってか、朝陽館にて齋司家会議が急に開かれましたが、出口栄二先生は先約があり欠席され、道統継承者直美教嗣が出席されました。註(3) たびたびその後栄二先生の出席する齋司家会議の開催を要望しましたが終に一度も開かれていません。執行部も自分の落ち度を認めていたからでしょう。自信

をもって開催すべきが当然なことです。

註(2)、森「次の問題に、教主様からご諮問がくると思う。：必ずくると思う。：これは序の口と思つて結構と思います。榮二先生の問題は、先のことをあまり言うとその場になつて。：両方あるんだ。：」（教学九号参照）

註(3)、榮二先生の代わりで御出席された直美教嗣のメモによれば、

日時は昭和五六年四月三〇日 木 晴

場所、亀岡市天恩郷瑞祥館

出席者、本部側 小林氏、森氏、大石氏、木田氏、

沢田氏

出口家関係 虎雄氏、梓氏、新衛氏、和明氏、

尚雄氏、広瀬静水氏、三諸氏欠、

それに直美教嗣。

説明は小林氏、森氏がする。……審査室の法令に違反云々とコマゴマ説明があつた。私は宗教教団で人を罰したり、細かく規定する事は宗教団体としても、益々小さく煩雑となり、どこも益々小さく、いびつになる 私は反対だと伝えた。（テープ参照と）

三、出口栄二先生の懲罰は大本四代教主追放が目的だった。 大本の道統を守るべく栄二先生は提訴された

恐るべき国祖神への挑戦

——第三次弾圧事件の背景——

榮二先生は昭和五七年六月二八日の公判（京都地裁）で、「……教団執行部が先に私を懲戒処分にしたのは実は私の妻である四代教主の地位剥奪をねらつたものであり、そのことがここに愈々現実となつて現われた訳であります。此の事は外ならず、私への懲戒処分は大本四代教主追放を目的としたいわれなき処分であつた事を如実に表しているものであります。」「私と致しましては大本の将来を憂慮する方々の意見を聞いた上で、此の裁判を提訴するに至つたのは私の地位を守ると共に四代直美の地位を守り且つ又永い将来に汎つて正しい大本の歴代教主の道統を護持するためでありました。

四代教主が直美である事について、大本出口なを開祖のお言葉に註(1)、尚又出口王仁三郎聖師の「三代の長女直美の生れしより大本四代の基礎固まれば」とのお歌に示され、また大本二代出口すみ教主もその日記に「ここには直美と申す、しつかりとした御世継があるぞ」と明記されており、大本信徒一般も信仰の問題として大本の四代教主は出口直美であると永く信じて、今日迄疑わなかつたのであります。註(2)。このように固く定められている大本の道統を私への本件懲戒処分を端緒としてかくも重大な事柄を易々と覆す教団執行部の暴挙は、大本人として、とうてい理解する事が出来ません。……と、強く懲戒処分の背景となる重大な問題を訴えられています。

註(1)、御神諭に



ことよもそりか
 ずくまよな
 まくこまつた
 おくちにもさ
 りそよふくまじ
 ミにゆきまじ
 せりすかたれ
 じしたこようつ
 ぶがまらむじ
 みのよこまじ
 およこまじ
 およこまじ

二代様日記

ここに直美と申すか(し)っかりとした御世継があるど
 教祖の御言葉に男の子は

(二代様晩年の「大福帳」より)



明治四十三年(一九一〇)年旧四月十八日

「綾部の大本の御用継は末代肉体が婦女であるぞよ、
 婦女の肉体は末代神の御用を致さすなり、男子の
 肉体は末代変性女子の身魂を選び抜いて世を治め

さすなり、此経論は何時になりても変える事は出
 来ないのであるぞよ。」

註(2)、尚又他には徳重高嶺著「松のよはひ」参照。

四、陰湿な小細工が常にしかけられた

祭教院を廃した目的は

四代直美様の追放

裁判所に提訴したのが根本的に悪い、それを止め
 なかった直美さんも悪い、同罪だ、だから教嗣の資
 格はないのだ、だめだといえます。しかしそれは実
 際と違うのです。執行部は既に第五六回総代会の開
 かれる前の九月一日第十七回定例総務会で森本部長
 は「此の際、祭教院を廃止したらどうか。正式に文
 書をもって教主様に云々」と述べたと聞きますが
 種々議論して結局は昭和五六年九月二三日、第五六
 回大本総代会で教則を改変し、祭教院廃止を決議

し、九月十九日施行しました。尚、翌昭和五七年二
 月二日の第五八回総代会で斎司家廃止、教学委員会
 廃止を決議し、二月四日施行しました。この事は実
 に悪辣な謀略です。この事項は「教主継承規範」第
 三条、第五条等々と関連して見る時、重大な意味、
 策謀を秘めており、この時点で既に道統継承者四代
 直美様の追放を明らかに意識しているものです。な
 ぜなら、つぎの教主となる継承者を選び(教主継承
 規範第二条)決定するに当っては(同第三条)、祭
 教院の同意が必要であり、教主継承諮問会にはかつ
 て決め、教主に答申され教主が決めることに規定さ
 れています。教主継承規範によると教主継承に関す

る事項の主役は祭教院であり、そのまとめ役は祭教院長です。祭教院の組織・機構をなくすという事は、先に（昭和四四年二月二八日）決定された神定の教嗣直美様を無視・御破算にする事を意味したのです。九月初めの総務会において森本部長はその事を裏付ける重大な発言をし、総務各位の覚悟を促したと聞いています。信徒として許されない悪質な術策です。

栄二先生の提訴を止めなかつたから直美教嗣も責任があると、まことしやかに白々しく森執行部は一方的な独断的宣伝をした。

（後述）

だが提訴前に、既に直美様追放の野望

なお又、この重大な問題に関連しますが、これより先の同年（昭和五六年）六月二四日、広瀬氏、奥田氏上京され栄二先生との三者会合（於・新宿プラザホテル）の際、広瀬氏より「詫状を出さなければ直美様にも害が及ぶ」と明け方まで夜を徹して懇談し、広

五、おわりに

「時は神なり」——の秋を迎えて

このたびの大本の道統を断絶せんとする大本第三次事件の内容を観る時、よくもかく陰湿巧妙にデッチ上げたものだ。一二項目の内容を見て理解を深めるため分類してみますと、まず歴史的に内部要因に由来するもの、或は外部関係のそれ、また歴史的に思想の新旧に分けられるものがある。殊に常識人ならとてもこんな非良心的判断や文章は書けない事等々を包含する全く恥ずかしい限りの一二項目にわたる文章である。

さて今日世界の世相は予想を越えて劇的に大きく変容しつつあります。かの共産国の御本家のソビエトロシアでは長かったスターリン時代が終り（1922、1953）、フルシチョフ、ブレジネフ時代を経てゴルバチョフ時代を迎え大きく変って行った。ベレストロイカ（立直し）とグラスノスチ（情報公開）のスロウガンの下、全般的に民主化を進めた。その波は東欧

瀬・奥田両氏はホテルのマーク入りのメモ用紙にそれぞれ宛の文案を書き、「これを出せばみんな解決に努力する」と広瀬氏は栄二先生と約束されたのですが、教主様と審査院長宛に詫状を出しても一向に好転せず、そこにも既に御丁寧に念の入った直美様追放の画策が動いていた事を示しております。尚その上詫状は執行部に利用され、栄二先生は自らこのように自己の非を認めていると、重要な物的証拠にされました。広瀬現総長は義兄に当る出口栄二先生にこの事柄でどう釈明されましたか？聞かして下さい。結果的にはウラ切った行為だと言われましょう。

この頃、古くからの宣伝使と言われている人の中に、人を惑わすより外に何もならぬようなことをいう人があるそうです。

聞いたことの二つは、「大本の二代の後嗣はまだ決っていない云々など」これは或感情のための故意にか、それとも婆心の余りにか、前者ならば黄蠅の類であり、後者ならば今一度入信の始めに帰って、筆先をよく読ませていただくことであります。と教団を憂いて止まぬ或る人に話したことでした。

（出口直口筆「統朝陽記」

—「おほもと」昭和四十二年（一〇月号より）

諸国をはじめ世界中に波及し、しかも民主主義的要求を通して日常生活の分野にまで及んで行った。さて、一九八九（平成元年）一一月マルタ島のブツシユ米大統領の東西冷戦の終結宣言は世界平和に大きく影響を与えた。日本は幸運にも景気後退を知らない上昇気流に乗って、かつてない程の景気「いざなぎ景気」、GNPナンバー1の保守大国にのし上がりが世界からはチャホヤされ、又うらやましがられた。しかし、なぜもっと創造的に世界の文化面に平和外交の進展がなされないのかと、今日悔やまれ、もどかしく感じられます。これも日本人の長い間の偏狭な先の展望が出来ない自己中心的島国根性、良く言えば一見律儀者の何とかという性格から来るものだろう。しかしのんびりと賛美してばかりは居れません。戦後今日六〇年もの長い間、北方恐怖論を叩き込まれ、安保体制下の米一辺倒の管理社会にガンジガラメにされ脳味噌まで画一化されて何でもイェスマンの創造性の乏しい体制側思考になってしまいました。大本は型を出す処と言われますが、その悪意に満ちた悪い体質や体制の極端な劣勢的「型」が

を出しましょう。

決して教主様——無答責——を訴えているのではない
——世間の一般常識——

訴えているのは森清秀等 当時の執行部

ところで昭和五六年末頃からこの裁判について、出口栄二先生が義母に当る教主様を訴えた極悪非道の間人であるかのような宣伝が始まりましたが、栄二先生の今度の訴えは教団の管理運営、人事などの責任者である当時の執行部、その代表者である森清

秀氏らを被告としてその責任を問うているのです。
（法律上執行部の行為は教団の行為とされますので、形式上教団が相手方となりますが実質上の相手は執行部なのです）従って教主様が被告とされているではありません。そもそも教団の管理・運営・人事などについては教則上「教主は無答責」とされており、このことからみても教主様を訴えたなどというのは誤りであることは明白でしょう。一般信徒にこのような法律の知識がないことをよいことに、栄二先生を誹謗するもつともらしい悪意の宣伝がなされていることは誠に遺憾です。常識的にこんな事が理解できないようでは世間から笑われます。

安川のまし水なせるみ裁きを

忘れざるべし千代に伝えむ

（昭和17年11月20日
聖師様、大阪の未決よりお帰りになったの御歌）

神定四代の証

直美様は昭和二〇年四月に御結婚されその年の秋、綾部の山村にある山水荘で聖師様、二代様と御一緒の生活を送られました。翌昭和二十一年四月、聖師様は直美様を呼ばれ、御手づから四代の証として三冊の道歌集等を渡されました。

昭和二十一年四月

四代に与ふ

王仁

執拗に、大島豊、教主様に栄二先生ひ免を迫る

——歴史は繰り返すのか——

第二次大本事件 控訴審

出口王仁三郎氏法廷筆記（全）

昭和十六年一月二十三日木曜日

出口王仁三郎控訴公判第七回

問（裁判長）「大島豊ナドガソレデオ前ノ

隠退ヲ迫ツタノデナイカ」

答（王仁三郎聖師）「…大島ガ 奉書ニ書

イテ『アンタノ遣方ハヌリクタイカラ

日出磨サント代レ』ト云フテ来マシタ

…」

控訴審

出口王仁三郎氏法廷筆記 (全)

—大島豊氏はどんな人だったのか—

昭和十六年一月二十三日木曜日

出口王仁三郎控訴公判第七回

問 証一。西ニ号(聖師堂板ノ日近シユマ、書面)ヲ知ルヤ
井口外四名ヨリ受取リシヤ 其額末四可

問 大島豊ナドケソレデオ前ノ隠退ヲ迫ンタノデナイカ
答 ソレハ建川マンヤ泰ワンニ頼マレテ昭和六年ニ滿洲ニ行ッ

テ英レト云ハレタ 眞社字会ト提携云々ノ事デ

其時觀劇ヲ東京ノ信者ケセ、八千円英レタ ソレヲ大島マ預

ツテ来マシタ 大島モ行ク積リテ居テ豊岡ニ帰ツツ

建川ガ一緒ニ行カウト云ツタ

其時滿洲ニ大本ガ紅卍字会ト活動シテモ、宣撫班ハ大本

ガ始メタ 十二月六日ニ浴ヲウトシタ、デスガ其時宣撫班

方カラ「出テ来テ不可ヌ 身辺危シト電信ガ来タ ソレデ

私ハ止メテ其金ヲ滿洲ニ送ツテ費用ニ使ツタ ソレヲ大島ガ

怒ツテ婦人関係ニ中傷シタノデアリマス 大島カ 泰書ニ書

イテ「アナンタノ遺方ハヌリクタイカラ日出度ワント代レレト

云フテ来マシタ

ソレヲ大島ハ行クト云フテ金ヲ出アセテ行カヌト云フノハ

詐欺ミタマウナモノカトテ恐ンタノデス

昭和七年頃聖師様排撃の首謀

者だった大島豊は昭和三十七年九月六日、出口栄二先生が総長辞任の約一ヶ月前に東京からわざわざ来亀して教主様に面会し、「栄二先生

の先般のソ連訪中(昭37年7/1~8/1)したことにより東京公安庁が

創価学会を調査し、次に大本を調べなるべく動いている。この際涙をふるって馬しよくを切るように」と進言。「これで栄二総長の辞任

となったのだ。教主はそうではないと言われているが。」と後に昭和四一年五月一日、東筑紫学園創立三〇周年のとき、当時史実課勤務の徳重高嶺氏に自ら語った。

(徳重氏は当時小倉日活ホテルの便箋にこれを記録。この度裁判資料として提出された。)

第二部 提訴後のあらまし

栄二先生処分の根拠とした一二項目について 双方の主張ほぼ出そろおう

一九八一(昭和五六)年一二月八日、以上の経緯を経てついに栄二先生は本部執行部の不当な懲戒処分に対し、大本の道統護持のため、地位確認と名誉回復という形で法廷へ訴えられました。

翌一九八二(昭和五七)年三月三十一日、第一回公判が京都地方裁判所で開かれましたが、被告側はこの問題は宗教上の問題であり、裁判の対象となりえないとの主張を繰り返しました。原告側は法律上の問題であると強く主張し、このやり取りが約三年も続きました。しかし裁判長の指示によりようやく第一二回公判(一九八五昭和六〇)年三月二六日から実質審理に入りました。そして一九九〇(平成二)年七月一八日には第三七回公判が開かれました。第

一二回公判以来ずっと原告側の中村潤氏が証人に立っています。第一二回公判から第一八回公判まで七回にわたり原告出口栄二先生側から中村証人に対して尋問(主尋問)が行われ、第一九回公判から第三四回公判途中まで一五回あまりにわたり被告本部側からそれに対する反論(反対尋問)が中村証人になされました。そして第三四回公判の途中から第三七回公判までその反対尋問に反論すべく、改めて原告栄二先生側から尋問(再主尋問)が行われています。これまでの三七回にわたる公判において、被告側が栄二先生処分の根拠とした一二項目のそれぞれ、又処分手続き等について双方の主張が細かく述べられました。(別表参照)

被告本部側の不当処分に対し原告栄二先生が 裁判で訴え、これまでに明らかにされた真実

根拠とした項目	被告本部側主張	裁判で明らかになった真実
一、教主誹謗の活動	栄二氏は昭和二八年宣教師部長就任の頃から全国の信徒に対し隠密裡に教主誹謗を続けた。(編者注：誹謗しそしること。悪口を言うこと。)	原告が義母である教主に対し天につばするそのようなことをするはずがない。(第13回公判)
二、平和運動への対応	原告はイデオロギー的に「左」に偏り、昭和三七年の教主の平和運動中止命令に対しその後公然と不満を表明。教主に反抗している。	原告は聖師の教えを忠実に守ってきている。決してイデオロギー的に偏ってなどいない。教主の平和運動中止命令などはない。大本の平和運動停滞の背景は当時の社会情勢と密接に関わっている。原告が教主に反抗などということはない。(第16、20、21、22、24、35、36回公判)
三、教主権否定の見解	昭和三九年、図書新聞での原告の発言記事(「：教主によって左右されるようではダメ」)は他の同じような発言と同様に教主権を犯すもの。	殊更に一部を取り上げて教主権否定だと曲解しているが原告には教主権否定の意図なれどなくない。全体で根源のみ教え、道の大切なことを示したものの原告の言動は一貫して教主の指導のもと教団が一体となって結束することを訴えている。(第14、24、25、37回公判)
四、「いづとみづの会」の活動への対応	教主の意に反していづとみづの会の活動を鎮める努力をしなかった。	いづみづの会は独自の活動をしており、原告はそれを抑えるなどできる立場ではない。教主を補佐す

五、宮垣分苑の分離問題への対応	栄二氏は終教院長名で、教主が分離を認められていることを知りながら宮垣分苑に反対の回答をした。	教主が「主会」から新たに「主会」を分離発足させようとされたことは全くなく、原告が教主の意に反した回答をしたことはない。回答は審査院の教示に従い三舟主会が出した求めに応じたもの。また回答は教学委員会の統一見解で、純粹に教学上の問題として検討された結果である。(第13、30、31回公判)
六、節分の豆まきの称呼	昭和四九年の節分から教主の許可なく豆まきの唱え方を「鬼は内、福は内」から「福は内、鬼も内」へと変更した。	「福は内、鬼も内」への復元は教学委員会で検討後、教主もご了解。四九年節分に教主自ら第一声を発せられた。そもそも昭和四四年に「福は内、鬼も内」を「鬼は内、福は内」へと変更し、鬼は玉仁でもある等と説明したのは誤り。(第14、31回公判)
七、蒋介石総統の侮辱発言	昭和五〇年四月七日みろく大祭において原告は蒋介石総統侮辱発言をした。それを事実無根だと主張し繰返すのは教主に対し非礼な行為である。	みろく大祭での原告の挨拶は当時の一般新聞と同じ内容を話しただけ。当時だれも蒋介石を侮辱したと受け取った者はいない。以前から直美様ご夫妻追放を言っていた倉田地久氏が原告の挨拶を曲解し殊更に問題視したもの、執行部は既に解決済み(昭和50年9月25日)のものを再度問題にする。(第14、25、26、37回公判)

八、東京本部建設事業の妨害	昭和四三年、東京本部建設に対し原告は九州各地で献金の必要はないと話し、東京進出の妨害をした。教主は原告の宣伝使等を解任したが、その後も反省していない。	東京本部献金の必要はないなどと言ったことはない。むしろ東京本部設置推進委員会の相談役になったり綾部信用金庫からの資金調達に保証人になるなど積極的に協力している。宣伝使等の解任はこの件とは別。 (第15、27回公判)
九、教主ごあいさつの改ざん	原告は昭和五二年一月六日の開祖大祭教主挨拶を大幅に改ざんした。教主の許可なしに修正したことは許されない。(改ざん＝悪用しようとして直すこと。―講談社「日本語大辞典」)	改ざんなどの意図は全くない。緊張感漂う国際会議(シンポジウム)を二日後に控え、問題が起きないようにと教主のお立場を考えて深夜までかかったの修正であり、代読後、教主のご了解を得ている。そもそも教学にうとい山本教主秘書が単独で起案したことが問題だった。(表外へ注)参照 (第15、23、24、36回公判)
一〇、神教宣伝活動の妨害	原告は①昭和四五年には日本光明化シリーズを批判した。②昭和五二年一月の開祖大祭特別講座で大石氏の講話等を非難した。③昭和四九年節分大祭の時みろく殿で永田宣伝使をシヤクで殴打した。④昭和五二年、九州で特派宣伝使を多数の前で誹謗した。 神教宣伝活動の妨害と共に原告の信仰的、人間的欠陥が長期にわたり改善されなかった。	①執行部は聖師が昭和五、六年頃詠まれた「国体」「マルクス」に関するお歌を戦後の平和憲法下で不用意に引用した。栄二先生はそのような時代錯誤を注意されたもの。②大石氏の「…日出磨先生を発見される：ことが聖師様の：究極の目的だった」の発言に対し教学委員会の問題になったことを分りやすく話した。③宣伝使を笏で殴打したなど全くない。④特派宣伝使を多数の前で非難したなど現地の人も聞いていない。 (第15、16、26、31、32、37回公判)

一一、杓島海域での魚釣り	昭和五五年七月の杓島冠島開き八〇周年記念参拝において原告は聖域で魚釣りに興じ、元伊勢参拝など他の重要神事を欠略した。	魚釣りをした場所は杓島・冠島からずつと離れた場所であり聖域(竜宮海)ではない。元伊勢参拝などの行事は、原告など祭員一行の予定には最初からなかった。聖師ご自身杓島からの帰路、冠島で貝や蟹を取られたこともある。(第14、27、37回公判)
一二、綾部工房の失火事件	昭和五一年一月、梅松苑工房から出火したが、原告は責任を他の信徒奉仕者に転嫁した。	原告は消防署に対しても出火の責任をはっきりと認め陳謝している。出火後多忙で数日綾部を留守にしていたが、責任を他者に転嫁したなどということはない。(第14、28回公判)
その他	被告本部側主張 宗教的地位であり、法律上の問題を審理する裁判所は介入できない。	裁判で明らかになった真実 いずれも各地位は司法救済を受けることのできる法律上の地位である。奉仕者分限給与規程により職務に伴う給与が原告に支給されていた。(第2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、18、33回公判)
○手続きについて(審査院規程、懲戒手続き、総代会招集手続き等)	全て適法になされた。 なお、総代会議決無効確認請求事件については教則の改正など総代会の決議事項は宗教上の事項であり法廷での争いの対象となりえない。却下されるべき。	審査院には懲戒について審査する権限はない。懲戒に関する手続きについては総代会で決めるべき。教則改正及び懲戒処分発表のあった昭和五六年九月の第五六回大本総代会は招集手続きに重大な落ち度があり、議決は無効。昭和五七年二月に開かれた第五八回大本総代会も、山陰教区の総代の任命がないまま開かれたものであるから当然その議決は無

○原告の名誉について	名誉を毀損した事実はない。又毀損しないように配慮した。	効。(総代会議決無効確認請求事件) (第4、5、6、17、18、32回公判) 総代会、及び直後の記者会見で本部は原告の懲戒処分を全国の新報紙上及びラジオに流した。又、愛善苑誌の付録でも全国に流し、原告の名誉を毀損した。(第3、5、7、9、11、17、33回公判)
------------	-----------------------------	---

〔注〕教主挨拶文原文「・・・私たちの畏敬し、慕い、拝ろがみまつる主の大神は、観念的に作られし神学上にもみる神ではなく・・・」。問題となったのは山本氏が宗教的要語の無知から来る独断偏見により誤解を与えるカ所、一例えば「神学」の正しい理解が全然無い事をこの挨拶の文中に示している。つまり、神学とは、「神学の任務は真理であるか否かを決定するにあるのではなくして、既に真理であると信ぜられたものが如何に真理であるかを解明しようとするところにある」(星野元豊著「宗教哲学」法蔵館)つまり、信仰が既に存在し、如何にそれを論理的に理解するかは神学がある。又あるいは、「神学には他の学問に見られない特性がある。それは天啓(啓示)にもとづくものだと言ふこと。人間の理性に最後の根拠をおく他の諸学と異なり、いわば神が神自身に付て語る教えだという点である。神学は神を教え、神に教えられ、神に導くといわれている。」(哲学辞典―平凡社)

驚くべき事実次々に現われる

そしてこの三七回の公判を通じて、実に驚くべき事実が次々と明らかにされてきました。

1、故大石副本部長、教主様へ上申書

昭和五五年八月、森本部長は直接教主様に進言。「教団に起こっている根本問題の全ては栄二先生にある。総局として対処したい」と申し上げ、栄二先生追放を具体的に相互に連携しながら画策し、具体的に進めて行きました。

3、被告側、栄二先生宛教主様へ親書を予めコピーする。

昭和五六年四月一九日付の教主様の栄二先生宛の御親書を被告側は予めコピーしておき、それを第五六回大本総代会で栄二先生の了解なく配布したり、他でも引用して発表したりしています。ご親書の内容も普通では書けないものです。

4、栄二先生を懲罰するための審査院規程を突如発表。

昭和五六年四月、本部執行部は出口栄二先生を懲罰するための審査院規定一四ヶ条を総代会の議決を経ることなく、又正当な手続きをも踏まず突如発表。それに対し教団を憂うる全国各地の信徒から反対の運動が沸き起こりました。信徒は聞き伝えて各地で反対署名運動が興り、執行部への独断不信が広がって行きました。

5、二年後に変わる教主あいさつ。

2、森前本部長、教主様へ進言

昭和五五年七月、故大石副本部長は栄二先生についての実無根の数々を教主様へザン訴しました。栄二先生処分は具体的に最終的にここから始まっていると言えます。



(乙第50号証より)

昭和57年5月26日、大阪・都ホテルに於て第六十回大本総代会が開かれた。(聖地以外での開催はかつてないことだ。)総代会においてマイクをつきつけ、直美様を教嗣から外すよう迫る故宇佐美龍堂総長。

昭和五五年八月二二日、教主様は「・・・直美のもつ使命は何人たりともこれに替れるものではないとごまかせん・・・」とご挨拶されているのに、一年もたたない翌昭和五六年六月二二日「もう自分の手におえない」と、直美様と栄二先生が御面会された時の三代様の言葉。又同五六年八月二四日、栄二先生と紫様は中国から帰り、お土産を持って挨拶に行かれた時も三代様は「自分の手におえない処へ行ってしまった」と言われました。また二年後の昭和五七年六月五日には「清泉の小川を」と題して直美様を御世継から外す目的の文書が出されました。この「清泉の小川を」は教主様のご

